

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
<p>第1条～第4条 <略></p> <p>(実施方法)</p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」又は「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。</p> <p>2 受注者は、「発注者指定型」においては“工期に関する特記仕様書”に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を<u>施工計画書に記載し</u>、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」又は「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技能者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>5 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>6 その他実施に当たっては、「島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）」により行うものとする。</p> <p>第6条 <略></p> <p>(工事費の積算及び設計変更)</p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率<u>または休日</u>が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>(1)～(6) <略></p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和5年8月1日から施行する。 <u>(施行期日)</u> <u>この要領は、令和6年4月1日から施行する</u></p> <p>(適用) この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。</p>	<p>第1条～第4条 <略></p> <p>(実施方法)</p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」又は「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。</p> <p>2 受注者は、「発注者指定型」においては“工期に関する特記仕様書”に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、<u>速やかに</u>「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を<u>(追記)</u>監督職員へ提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」又は「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技能者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>5 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>6 その他実施に当たっては、「島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）」により行うものとする。</p> <p>第6条 <略></p> <p>(工事費の積算及び設計変更)</p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率<u>(追記)</u>が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>(1)～(6) <略></p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和5年8月1日から施行する。 <u>(追記)</u></p> <p>(適用) この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。</p> <p>1 定義 <略></p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 受注者は、「発注者指定型型」においては、契約後、“工期に関する特記仕様書”に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を<u>施工計画書に記載し</u>、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」又は「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面（別紙様式1）により発注者に報告するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>(4) 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>3 実施報告</p> <p>(1) 週休2日工事 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及びQ&Aを確認のうえ作成し、その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。</p> <p>(2) 週休2日交替制工事 受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。</p> <p>なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及びQ&Aを確認のうえ作成し、その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。</p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率<u>または休日</u>が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p>	<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。</p> <p>1 定義 <略></p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 受注者は、「発注者指定型型」においては、契約後、“工期に関する特記仕様書”に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、<u>速やかに</u>「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を<u>（追記）</u>監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」又は「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面（別紙様式1）により発注者に報告するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>(4) 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>3 実施報告</p> <p>(1) 週休2日工事 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及び<u>本</u>Q&Aを確認のうえ作成し、その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。</p> <p>(2) 週休2日交替制工事 受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。</p> <p>なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及び<u>本</u>Q&Aを確認のうえ作成し、その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。</p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率<u>（追記）</u>が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
<p>(1) 労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.05を乗じるものとする。(小数点以下切捨)</p> <p>(2) 機械経費(賃料) 積算において使用している機械の機械経費(賃料)に補正係数1.04を乗じるものとする。(小数点以下切捨)</p> <p>(3) 共通仮設費率 積算において使用している共通仮設費率に補正係数1.02を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)</p> <p>(4) 現場管理費率 積算において使用している現場管理費率に補正係数1.03を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)</p> <p>(5) 市場単価 施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた補正係数(資料2参照)を乗じるものとする。(小数点以下切捨) なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。</p> <p>(6) 施工パッケージ 標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。</p> <p>5 履行証明書 ＜略＞</p> <p>6 提出書類の虚偽 ＜略＞</p> <p>《参考》 <u>本特記仕様書に記載の島根県週休2日工事の施行要領等については、以下のURLから確認すること。</u> https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/oshirasesekkei/syuukyuu2/syuukyuu2.html</p>	<p>(1) 労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.05を乗じるものとする。(小数点以下切捨)</p> <p>(2) 機械経費(賃料) 積算において使用している機械の機械経費(賃料)に補正係数1.04を乗じるものとする。(小数点以下切捨)</p> <p>(3) 共通仮設費率 積算において使用している共通仮設費率に補正係数1.02を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)</p> <p>(4) 現場管理費率 積算において使用している現場管理費率に補正係数1.03を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)</p> <p>(5) 市場単価 施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた補正係数(資料2参照)を乗じるものとする。(小数点以下切捨) なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。</p> <p>(6) 施工パッケージ 標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。</p> <p>5 履行証明書 ＜略＞</p> <p>6 提出書類の虚偽 ＜略＞</p> <p>(追記)</p>